

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 圃山 俊作

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第2号 専決処分の承認について（鳴門市手数料徴収条例の一部改正について）」ほか議案6件、請願1件であります。

当委員会は、3月1日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、議案6件については原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件については、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第2号 専決処分の承認について（鳴門市手数料徴収条例の一部改正について）」は、戸籍法の改正に伴い、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、手数料として設定されている金額の根拠について質疑があり、理事者からは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に手数料の基準が定められているため、基本的に全国の普通地方公共団体が政令の基準に準拠しており、政令に定める額ではない手数料を設定する場合には、コンビニ交付の手数料のように明確な理由が必要となる、との説明がありました。

また、委員からは、政令に定める額は上限という解釈なのか、との質疑があり、理事者からは、上限ではなく、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令において標準とすべき額が定められている、との説明がありました。

次に、委員からは、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号はどういったものなのか、との質疑があり、理事者からは、発行された識別符号を記載することで、戸籍（除籍）証明書の提出に代えることができるものであり、戸籍証明書等よりも50円安く発行することができ、3ヶ月の有効期間内であれば繰り返し使用できる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

次に、「議案第31号 鳴門市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」は、戸籍や住民票の写しの交付などの事務を取り扱う市内の4つ

の郵便局について、その指定を取り消すため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、決してコンビニが近い地域ばかりではないため、1年くらい前から周知してほしかった、との意見があり、理事者からは、昨年12月から地域の方に説明しており、また、議決後も2ヵ月以上の周知期間を設けている、との説明がありました。

次に、委員からは、郵便局での証明書発行手数料について質疑があり、理事者からは、本庁舎窓口と同額である、との説明がありました。

また、委員からは、北灘郵便局での証明書発行手数料もコンビニ交付並みの額にできないのか、との質疑があり、理事者からは、コンビニ交付については、職員の手を介さずに発行できるため、窓口交付に比べて低い手数料に設定している、との説明がありました。

次に、委員からは、北灘郵便局での窓口交付もいずれはなくなるのか、との質疑があり、理事者からは、当面の間の継続であり、利用状況を勘案しながら廃止に向けた検討を行っていく、との説明がありました。

また、委員からは、オンライン申請による証明書発行手数料について質疑があり、理事者からは、本庁舎の窓口交付と同額である、との説明がありました。

次に、委員からは、本庁舎窓口での交付とコンビニでの交付の利用割合について質疑があり、理事者からは、コンビニで発行可能な証明書と比較すると、本庁舎窓口での交付が約57%、コンビニでの交付が約42%である、との説明がありました。

委員からは、地域の状況を見ながら、北灘郵便局での窓口交付はできるだけ継続してほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第23号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」は、国民健康保険法施行令等の改正に伴い、国民健康保険料の減額の対象となる所得基準などについて、所要の改正を行うものであります。

委員からは、保険料を改正する理由について質疑があり、理事者からは、後期高齢者支援金等賦課限度額を22万円から24万円に引き上げることにより、高所得層により多く保険料を負担いただき、低所得世帯の保険料が急激に上がらないようにするとともに、軽減対象の世帯が物価高に伴う所得の増加により軽減対象外となることを出来るだけ防ぐために、軽減判定の所得基準額を引き上げる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第24号 鳴門市介護保険条例の一部改正について」は、介護保険法施行令等の改正及び第9期鳴門市介護保険料の設定に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、保険料率の設定内容について質疑があり、理事者からは、所得の高い方が属する第15段階・第16段階の保険料率を国の標準保険料率より加算することで、市民税が課税されている方の中で相対的に所得の低い方が属する第6段階の保険料率の軽減を行うこととしており、それ以外の段階の保険料率については、国の標準保険料率に準拠している、との説明がありました。

また、委員からは、介護認定を受けている人数について質疑があり、理事者からは、令和4年度末で3,695人が介護認定を受けており、介護認定者が増えていかないよう介護予防事業を推進している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第25号 鳴門市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、助成の対象である「子ども」の年齢を、15歳に達する日以後の最初の3月31日までから18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、子どもが現に保護者に看護されていない場合でも医療費の助成を行うと規定している理由について質疑があり、理事者からは、就職や婚姻等により家族の扶養から外れて独立した場合でも、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方を医療費助成の対象とするために規定している、との説明がありました。

次に、委員からは、子どもはぐくみ医療費助成制度の補完的側面のある子育て応援手当の対象期間が令和6年9月分までとなっている理由について質疑があり、理事者からは、子どもはぐくみ医療費助成制度の助成対象の拡充と、国の児童手当の支給対象拡充を見据え、子育て応援手当を令和6年9月分まで支給することとしている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第26号 鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、施設の重要事項に関する掲示の方法などについて、所要の改正を行うものであります。

委員からは、施設内への掲示に加え、ウェブサイト等への掲載が義務付けられ

る重要事項の内容について質疑があり、理事者からは、施設の目的や運営方針、職員の人数、運営時間などである、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第27号 鳴門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の資格要件の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正理由について質疑があり、理事者からは、放課後児童支援員に必要な研修を修了してもらいやすくするために、研修を修了しなければならない期間を延長する改正を行う、との説明がありました。

また、委員からは、業務に従事してから2年以内に研修を修了することができなかった場合は、業務に従事できなくなるのか、との質疑があり、理事者からは、補助員として業務に従事することは可能であるが、1クラブあたり放課後児童支援員を1人以上配置しなければならないこととなっている、との説明がありました。

次に、委員からは、研修の開催日について質疑があり、理事者からは、徳島県では6日間の研修日程が設定されており、日曜日や祝日に開催されている、との説明がありました。

また、委員からは、休日返上での受講は難しいのではないかと、との質疑があり、理事者からは、職員数の関係上、クラブ開所日に研修を行うことでクラブの運営に支障を来す可能性があることから、クラブ休所日が研修日に設定されていると考えており、研修修了の猶予期間を延長することにより受講を勧奨していきたい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。